

B14 容器包装廃棄物の現状と課題

開発情報工学研究室 松尾雄基

1.はじめに

豊かな経済社会が定着すると大量かつ雑多な廃棄物が排出されるようになってきている。廃棄物の排出抑制や再商品化を円滑に進めていくためには、国、企業、国民が一体となった連携が必要である。本研究では、容器包装リサイクル法、容器包装廃棄物の現状・今後の行方について文献調査を行った。さらに、生活様式が異なると思われる学生と一般家庭を調査対象に容器包装廃棄物の排出状況実態調査を行い、これらの結果を元に今後の課題について考察した。

2.容器包装廃棄物とは

一般廃棄物の排出量は増加傾向にあり、これらの最終処分場の残余年数は、全国平均で 8.7 年、首都圏では 5.2 年といわれている。また、一般廃棄物のリサイクル率は、9%程度であり、いまだ再資源としての利用状況は十分とはいえない状況にある。このような背景のもと、平成 9 年 (1997 年) 4 月から、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法) が本格施行された。この法律の目的は、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化 (リサイクル) を促進することである。

容器包装とは、『商品の容器および包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不用品になるもの』をいい、容器包装廃棄物法では基本的にすべての容器包装が対象となっている。ここで、容器とは、商品をいれるもの (袋など) であり、包装とは、商品を包むものである。スチール缶、アルミ缶、飲料用紙容器 (紙パック) などは、市町村で分別収集されることにより、有価物として取引されリサイクルされているため、事業者の再商品化義務の対象外となっている。平成 12 年度 (2000 年) には、対象品目に新たに紙製の容器包装で飲料用紙容器以外のもの、プラスチック製の容器包装で PET ボトル以外のものが加えられた。図 1 に平成 9 年度のごみに占める容器包装廃棄物の割合 (容積比) を示す。

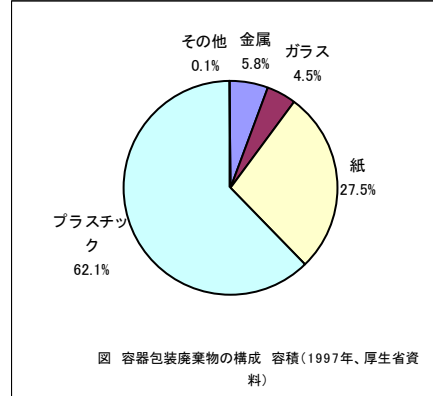


図 1

3.実態調査と分析

生活様式が異なると思われる学生と一般家庭を対象に 1 週間の容器包装廃棄物の排出状況実態調査を行った。その結果、両者ともに、ごみの種類・排出量ではプラスチック類が多くなっていることがわかる。学生は、金属:アルミ缶・スチール缶、プラスチック:ペットボトルの消費が最も多い。一般家庭は厨芥類(生ごみ)が非常に多く、その次にプラスチック類が多い。

4.まとめ

容器包装廃棄物は、重量が軽い割に容積が大きく、一般廃棄物中の重量比では少ないものの容積比では比較的多くを占めている。今回の調査では、プラスチック類の排出量が非常に多いことがわかった。プラスチックは生産しやすく、また使いやすいために、世の中に飛躍的に流通したが、処理および再利用の方法に困っているのが現状である。

容器包装廃棄物の排出量をみるだけでは、それらの根本的な解決には至らないであろう。「はじめに」でも述べたように、国、企業、国民が一体となり、容器包装を生産する側、使用・排出する側の状況を考慮したうえでの対策を講じる必要があると思われる。